

# 中国損害賠償法に関する一考察

## 生命侵害を中心に

王 愛 群

### 要 旨

在中国法律体系中, 损害赔偿并非一个独立的法律部门, 但关于损害赔偿方面的法律规定却贯穿于刑事、民事、行政等多方面的法律之中, 成为中国法律体系的一个重要组成部分。近年来, 涉及公民个人的纷争诉讼最多的是损害赔偿事件。其中人身损害赔偿和精神损害赔偿问题更是学界争论的焦点。侵害生命权之损害赔偿综合体现了上述两方面的问题。本文对我国的侵害生命权之损害赔偿的理论和立法现状等进行分析, 通过与日本法之相关内容的比较探讨, 提出了对侵害生命权之损害赔偿制度的有关内容进行重新构造的设想。

キーワード……生命侵害 人身損害 精神的損害賠償 不法行為

### 目次

#### はじめに

#### 一 生命侵害による損害賠償に関する理論および立法の発展

- 1 人身的損害に対する金銭賠償の転換
- 2 生命侵害による損害賠償に関する立法の発展

#### 二 現行法における生命侵害による損害賠償額の算定

- 1 一般法における賠償額の算定
- 2 「道路交通事故処理弁法」における賠償額の算定
- 3 「国家賠償法」における賠償額の算定

#### 三 生命侵害による損害賠償制度への検討

- 1 法律の適用関係について
- 2 損害賠償の構成について
- 3 損害賠償請求の主体
- 4 総合的救済システムの必要

#### 結び

## はじめに

生命侵害が法的に、刑事責任と民事責任を生ぜしめるのは、今日世界各国に共通する法原則であろう。しかし、その中でも特に民事責任について言うならば、社会体制の相違から、あるいは経済発展の度合いや支配的な文化伝統等の違いにより、諸国における民事責任の内容や範囲にはかなりの差異がみられるように思われる。人身損害賠償において、とりわけ生命侵害の場合、中国の法と理論および実務には、日本のそれと比較して大きな差異が認められる。

日本では、通説によれば、損害とは「加害行為がなかったならばかくあるはずの差額」(差額説)と考えられている。非財産的損害 慰謝料を別として、金銭的価値ある(換算可能な)市場経済的利益のみを相当な範囲で賠償すべき損害として項目的に積み上げることとなり、人身損害賠償の場合、被害者の実収入を基礎にした逸失利益を中心とする賠償構造をとっている。このような賠償構造の下では、とりわけ生命侵害の場合、被害者が事故当時に得ていた現実の収入の格差がそのまま賠償額に反映され、結果的に被害者の間で人間価値に著しい格差を生じることとなる<sup>1)</sup>。1969年から、西原道雄をはじめとして多くの学者がこの逸失利益を中心とした個別的損害項目積み上げ方式(差額説)を厳しく批判してきた。ところで一方、中国では、人格権と身分権から構成された人身権は、直接的な財産的内容を持たず民事的権利として認められている。人身的損害は、法益について被った不利益である損害<sup>2)</sup>のうちの非財産的損害であり、人身権は金銭で換算・評価できないと考えられている<sup>3)</sup>。したがって、中国における生命侵害による損害賠償は、被扶養者の利益損害だけを重視している。しかし、このような賠償構成は、被害者を保護および救済するには、極めて不利な面があり、立法および実務において多くの問題が存在している。生命侵害に対してどのように救済するのか、これに関する制度をどのように構成するのかの問題が、本稿における主な課題である。日本における人身損害賠償理論についての研究はかなり発達しており、損害賠償法が現実の社会に果たしている機能という側面においては、両国の社会体制・法制構造の相違を越えて共通に論じえる理論は、中国法にも示唆があると考えている。

本稿では、まず、中国における人身損害・精神的損害について、金銭賠償の否定から肯定への理論の転換および立法の発展過程を検討する。次に、現行の一般法と特別法における生命侵害による損害賠償額の算定方法を明らかにする。最後に、中国における生命侵害による損害賠償に関する現行制度の問題点を指摘し、日本法と比較しながら、その発展方向について考えてみる。

### 一 生命侵害による損害賠償に関する理論および立法の発展

## 1 人身的損害に対する金銭賠償の転換

日本では、賠償の対象となる損害は、大きく財産的損害と非財産的損害とに分けられる。財産的損害には、人的損害（死亡、傷害など）と物的損害とが含まれる。そして、さらに財産的損害には、積極的損害と消極的損害の2種がある。積極的損害は、現実が生じた損害である。消極的損害は、逸失利益（得べかりし利益の喪失）などとも呼ばれる。非財産的損害は、精神的損害（慰謝料）である<sup>4)</sup>。損害賠償の基本原則としては、被害者に生じた損害をすべて金銭で評価し、すべて金銭によって回復し解決するのが合理的であるとされており<sup>5)</sup>、金銭賠償原則を採っている。

中国では、「民法通則」第106条と第117条によって、損害は、財産的損害と人身的損害とに分けられるが、近年、一般的に損害は財産的損害、人身的損害および精神的損害の3つに分けられるようになった<sup>6)</sup>。また、財産的損害と非財産的損害という分け方もある<sup>7)</sup>が、いずれの分け方においても、「自然人の人身権は、人身非財産的権利ともいう。自然人が法律に基づいて享有するその人格および身分と分かつことができない、且つ、直接的な財産的内容を持たない民事的権利<sup>8)</sup>」であると定義し、これに対する損害は、1種の非財産的損害であるとみられる<sup>9)</sup>。

中華人民共和国の成立後、長い間、人身権は重視されなかった。立法において、1964年の民法草案は、民法の任務として経済関係を規律することばかり強調し、人身権については全く言及していなかった<sup>10)</sup>。「文化大革命」前の教科書には人身権の内容が見られず、人身権を研究する著作も存在しなかった<sup>11)</sup>。その時代の中国では、旧ソ連の社会主義法理論の影響を受けて、財産以外の人の身体、生命、健康、名誉などは商品となりえず、人格は極めて高尚なものであるから金銭には換算し得ないという認識があった。すなわち、人格権に対する金銭賠償制度はブルジョア階級の法観念であり、金銭万能主義のあらわれであるとみなされていた。非財産的損害に対する物質的賠償は、社会主義の基本原則に適合せず、社会主義法の性質に反する<sup>12)</sup>。また、原状回復の原則からみれば、人身の損害（傷害、死亡）が、金銭では計算不能あるいは回復することは不可能である<sup>13)</sup>。さらに、「全部賠償<sup>14)</sup>」は中国の損害賠償の基本的原則となされているため、非財産的損害に対する賠償は無形・抽象であるが故に全部賠償の原則に反する<sup>15)</sup>と考えられた。要するに、損害の範囲は財産的損害のみであり、非財産的損害は金銭賠償の範囲に含まれないことが強調されていた。したがって、改革開放政策実施前の中国においては、人身侵害に対しては、ただ財産上の損害のみ、加害者は賠償の責任を負う。財産上の損害のない人身の侵害に対しては、その他の法律責任を以って制裁をし、民事責任を負わないものとする<sup>16)</sup>。それゆえに、不法行為が他人の生命を侵害し、被害者が死亡した場合の法律上の賠償とは人身死亡したことにより得るべき代償ではなく、死亡により必然的にもたらされる直接的な経済的損害<sup>17)</sup>である。経済的損害をもたらしていない場合には、刑法、行政法などのその他の方式を通じて処理されなければならなかった<sup>18)</sup>。

その後、文化大革命の深刻な教訓<sup>19)</sup>を受けて、人身権に対する民事上の保護が重視されてき

た<sup>20)</sup>。1986年「民法通則」が制定された時、人身権について専門的な節が設けられた。また、第120条は、「市民の姓名権、肖像権、名誉権、榮譽権が侵害を受けた時は、侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪を要求する権利を有し、あわせて損害の賠償を請求することができる」と規定している。さらに、最高人民法院の司法解釈<sup>21)</sup>では、「市民・法人の名誉権が侵害を受けたことにより賠償を請求した場合、加害者は不法行為によりもたらした経済的損害を賠償しなければならない。市民が提出した『精神的損害賠償』の要求については、人民法院は加害者の過失の程度、不法行為の具体的情状、被害者にもたらした精神的損害の結果などの状況に基づいて、これらを斟酌して決定することができる」と規定している。このように、明確に第120条にいう「損害」が「経済的損害」と「精神的損害」であると、金銭賠償は、人身権のような非財産的損害に対しても適用されるようになった。

## 2 生命侵害による損害賠償に関連する立法の発展

「民法通則」第120条は、中国民法学界における「新突破」であるとして高く評価されていたが、施行直後からその範囲がきわめて狭いなどの多くの欠点が存在することが明らかになった。精神的損害賠償の範囲は、120条に列挙されている姓名権、肖像権、名誉権、榮譽権など人格権に限定されていた。したがって、生命・健康が侵害された場合、精神的損害賠償は適用されないことになる。生命侵害による損害賠償の範囲は、「民法通則」第119条によって、葬儀費、被扶養者の生活補助費および生前の治療費に限定されていた（詳しい内容は本稿の四を参照）。重傷事件の場合、治療費と被害者およびその家族の生活補助費などの賠償項目が含まれているため、最高何十万元の賠償額を下す判決もあった。それに対して生命侵害の場合は、被扶養者のいない場合は、遺族が得られる賠償金は、わずか百元程度の葬儀費等、実際の経済損害である<sup>22)</sup>。「賠償するなら重傷よりは死んだほうがましだ」<sup>23)</sup>という考えがあり、交通事故の場合、加害者が重傷の責任を避けるため、故意に殺人犯罪を起こす事例も少なくないのである。姓名、肖像などの人格権が侵害された時、「民法通則」120条に基づいて精神的損害賠償を請求することができるが、それより苦痛の大きい生命・健康による精神的損害賠償が認められないのは、法的には明らかに不公平、不合理であり、中国損害賠償制度の大きな欠陥であるといわれている<sup>24)</sup>。

この問題に対応するために、その後、制定された「道路交通事故処理弁法」（1991年）、「製造物責任法」（1993年）、「国家賠償法」（1994年）等の特別法の中には、「民法通則」に規定されていない「死亡賠償金」という新しい名目の賠償項目が登場した。「死亡賠償金」は、「精神的損害賠償」や「慰謝料」という用語を使用していないものの、実質上その性質は生命侵害による精神的損害に対する金銭賠償に近いものであると思われる<sup>25)</sup>。ところが、これまで「精神的損害賠償」あるいは「慰謝料」を明言している法律はないため、実務において、「不法行為によって被害者にもたらされた精神的損害に対しては、法律の明確な規定がある場合のみ、金銭賠

償を請求することができる<sup>26)</sup>」という考えによって、法律的根拠がないことを理由として生命侵害による精神的損害賠償を否定し、上記の特別法でカバーする範囲外の一般的生命侵害事件に対して、「死亡賠償金」は適用されなかった。

「民法通則」の人身損害賠償範囲がきわめて狭く、賠償額が相当低い等の多くの欠点が存在することは、ほとんどの学者が指摘してきたところである。その解決策として、主に三つの方法が提起された。

立法による解決<sup>27)</sup>。「民法通則」の不十分性・不完全性を根本的に解決するには、より完全な「中国民法典」を制定すること、あるいは新たな不法行為法を制定することが望ましいことは言を待たない。中国の現行の民法通則は精神損害の適用範囲が狭く、被害者の権利が保護を受けることができないため、将来の民法典においては精神的損害の本質、範囲および法律責任に対して相応の規定を設ける。

司法解釈の公布による解決<sup>28)</sup>。「民法通則」の損害賠償範囲の拡大あるいは賠償額算定の根拠となり得る司法解釈の公布を求める。

現行の特別法の規定を類推することによる解決<sup>29)</sup>。「道路交通事故処理弁法」、「国家賠償法」で認められている「死亡賠償金」の性質を慰謝料とみなし、これを広く生命健康権侵害の事例に類推適用する。

こうした実務と学説の要請を背景にし、2001年3月8日最高人民法院は「精神的損害賠償責任に関する若干問題の解釈」を公布した。これは、中国において初めて精神的損害賠償という用語を用いた明確な法律規定である。この司法解釈では、精神的損害賠償の適用範囲、損害賠償請求の主体、精神的損害賠償金額の算定の根拠などが規定された。精神的損害賠償の適用範囲は、以下のものである。自然人の人格権、すなわち、生命権、健康権、身体権、氏名権、肖像権、名誉権、人格尊厳権、人身自由権、プライバシー権およびその他の人格権利が侵害を受けた場合である。被後見人を不法に監護の下から離れさせ、親子関係および近親者関係が重大な損害を受けた場合である。自然人が死亡した後、死者の人格権などが侵害を受けた場合、その近親者がこれによって精神的苦痛を受けた場合である。人格を象徴する意義を有する特定の記念物品が、永久的に滅失または破損した場合である<sup>30)</sup>。この司法解釈の施行は、人民法院が精神的損害賠償事件を審理するための法律根拠を提供することになり、中国法整備における大きな進展であるといわれている<sup>31)</sup>。

## 二 現行法における生命侵害による損害賠償額の算定

日本では、生命侵害による損害賠償額の算定する場合は、逸失利益という方法が採用されており、平均余命期間によって死者の実収入を基礎として逸失利益を算出する。実務においては、大別して次のような二つのやり方が行われている。第一は、損害を積極的損害・逸失利益・精神的

損害の三つに分け、各損害項目ごとに損害額を算定しそれを合計する方法であり、個別算定方式ないし個別積み上げ方式と呼ばれている（その算式は死者の年間収入×稼働可能年数 - 生活費 - 中間利息）。交通事故による人身損害賠償においてはこの方法によるのが一般的であり、それ以外の人身損害においてもこの方法によることが多い。第二の方法は、個別算定方式のように個別の損害項目に分解せずに、人身損害全体に対する賠償額を一括して算定する方法である。一括算定方式ないし包括算定方式と呼ぶことができる。公害や薬害訴訟において原告が主張し、裁判所が採用してきた方式である<sup>32)</sup>。

中国では、生命侵害による損害賠償額は、死亡賠償金などの精神的損害賠償および生前の被扶養者の生活補助費を中心として算定する。以下、現行法における賠償額の算定方法を検討する。

## 1 一般法における賠償額の算定

### (1) 「民法通則」における賠償額の算定

人身損害賠償について、「民法通則」第 119 条は「市民の身体を侵害して、傷害を与えた場合は、医療費、休業による損害および治療に必要な費用を賠償しなければならない。治療の結果として、症状が固定し、後遺症がある場合は、以上の賠償の費用以外に生活補助費を賠償すべきである。死亡事故の場合は、さらに葬儀費、生前の被扶養者の生活補助費等を支払わなければならない。」と規定している。

個々の賠償費目について、最高人民法院は以下のように解釈している<sup>33)</sup>。

#### 休業による損失について

被害者の休業期間は、その実際損害の程度および回復情況に従い、かつ、治療病院の発行する証明または法医鑑定等を参照して認定しなければならない。賠償費用の標準は、被害者賃金標準または実際収入の金額に従い計算することができる。

被害者が農村請負経営者または個人工商業者である場合は、その休業の計算標準は、被害者の一定期間内の平均収入を参照してこれを定めることができる。被害者が経営を請け負う栽培業または養殖業等季節性がきわめて強く、速やかに経営しなければより大きな損害をもたらす可能性のある場合は、被害者が措置を講じ損害の拡大を防止するべきであるほか、さらに加害者が措置を講じ損害の拡大を防止するよう裁定することができる<sup>34)</sup>。

#### 医療費の賠償について

医療費の賠償は、一般に所在地の治療病院の診断証明ならびに医薬費および入院費の証明書を基礎としなければならない。医務部門の承認を得るべきであるのに承認を得ず、無断で病院を別に捜し治療した費用は、一般に賠償の対象とならない。損害と関係のない薬品を無断で購入し、またはその他の病気を治療した場合も同様である<sup>35)</sup>。

#### 看護費用について

病院の承認を経て専任で看護にあたる者の休業補助費は、収入の実際損害に従い計算するこ

とができる。取得すべき奨励金は、一般に賠償すべき金額に算入することができる。本人に賃金収入のない場合は、その補償標準は、当該地区の一般臨時工の賃金標準を限度としなければならない<sup>36)</sup>。

#### 生前の被扶養者の生活費について

他人の身体を侵害し死亡させ、または労働能力を喪失させた場合、被害者の扶養に頼り、かつ、その他の収入源のない者が侵害者に対し必要な生活費を支払うよう要求する場合は、これを支持しなければならない。その金額は、実情に基づき確定する<sup>37)</sup>。

葬儀費の賠償については、最高人民法院は明示していないが、実務に採用されている以下の方法がある<sup>38)</sup>。

定額賠償。すなわち地方が制定した統一的賠償額により賠償する。

弾力的賠償。すなわち地方が制定した統一的賠償額に基づいて、裁判官が賠償額を決定する。

実際額賠償。すなわち実際に支出した費用を賠償する。ただし、支出する費用は制限がある。

この制限は、主に賠償費用の項目および標準に関するが、その内容は以下の如くである。

死体の運送費。賠償額は、葬儀部門の死体運送費を基準として、実際の支出によって計算する。

火葬費。葬儀部門で死体を火葬する時、実際の支出によって賠償する。

骨灰箱費。当地の中等商品の価格に限って、実際の支出によって賠償する。

第一期の骨灰箱の保存費。実際の支出によって賠償する。

死者の衣装費。中等商品の価格に限って、実際の支出によって賠償する。

#### (2) 精神的損害賠償の算定

最高人民法院によって公布された「精神的損害賠償責任に関する若干問題の解釈」においては、精神的損害賠償額の算定基準および限度額について規定していない。その金額は、以下の6つの要素に基づいて確定する。すなわち、

権利侵害者の過失の程度。

侵害の手段、場面、行為方式等の具体的情状。

権利侵害行為によりもたらされた結果。

権利侵害者の利益獲得状況。

権利侵害者の責任を負担する経済的能力。

受訴人民法院所在地の平均生活水準。

法律および行政法規に身体障害賠償金、死亡賠償金等について明確な規定がある場合、法律および行政法規の規定を適用すると規定している<sup>39)</sup>。

最高人民法院唐德華副院長が、本司法解釈の関連問題について記者の質問に答えた際に、精

精神的損害賠償額の算定について、『『解釈』が最高および最低限度額について規定していないのは、事件が千差万別であり、各地の経済的发展レベルも差が大きい。かつ社会も発展し変化し続けているからである。したがって、裁判官が事件の具体的な状況に基づいて決定すべきである<sup>40)</sup>。』と指摘し、裁判官の自由裁量権が強調されている。ところが、今中国の裁判官の全体的レベルからみれば、完全に裁判官に自由裁量権を持たせていいのかが疑問がある。精神的損害賠償額の算定問題は、極めて難しく、しかも重要であり、より一層検討する必要がある。この問題については、別の論文に譲る。

## 2 「道路交通事故処理弁法」における賠償額の算定

交通事故による人身死傷事件が、人身損害賠償ケースで一番多いといわれる。日本では、今日、自動車事故による生命侵害の損害賠償の理論と実務は、生命侵害一般の損害賠償をめぐる法的処理を指導しつつあるといっても過言ではない。そこで、中国における交通事故による死亡における損害賠償の範囲と損害額の算定について考察する。

中国では長い間、交通事故の損害賠償問題は、行政機関または行政手段によって解決されてきた<sup>41)</sup>。被害者が人民法院に損害賠償の訴を起こしても、人民法院は「法律の規定がない」ことを理由に受理しなかった。1986年に制定された「民法通則」の第123条は、一連のいわゆる「高度危険責任」を規定しているが、それには「高速度運送手段」も含まれている。こうして「民法通則」第123条は、人民法院が交通事故による損害賠償事件を法的紛争として受理し裁判する法的根拠となったのである。その後、1991年9月22日、國務院は「道路交通事故処理弁法」が發布された。「道路交通事故処理弁法」は、全部で8章、50カ条からなる。第1章総則、第2章現場処理、第3章責任認定、第4章罰則、第5章調停、第6章損害賠償、第7章その他の規定、第8章附則である。その内容を見ると、行政管理と行政責任についての規定もあれば、民事責任についての規定もある。公法と私法の区別を重視せず、同じ法律の中に性質の異なる事項が混在している<sup>42)</sup>。現在でも、交通事故損害賠償事件は、「道路交通事故処理弁法」によって処理され、中国の交通事故損害賠償は、主に行政手段により解決されると言える<sup>43)</sup>。

「道路交通事故処理弁法」には、いくつか欠点<sup>44)</sup>が存在しているが、本法では、損害賠償を類型化して、一々項目を設け、さらに賠償の最高と最低限度を規定し、特に新しい「死亡賠償金」という項目に関する規定が注目されている。その第37条は、項目ごとに詳しく算定基準を定めているが、ここでは、主に死亡賠償金と被扶養者の生活費を紹介することにする。

死亡賠償金は、事故発生地の平均生活費によって算定し、10年とする。16歳未満の場合は、年齢が1年若いと1年ずつ減らしていく。70歳以上に対しては、年齢が1歳増すごとに1年減らす。但し、最低はすべて5年とする（第8項）。例えば、14歳の場合は8年とし、74歳の場合は6年とし、11歳以下および75歳以上の場合はすべて5年とする。

被扶養者の生活費は、死者が生前に扶養していた、その他の生活収入がない人に限るとして、



事故発生地における職員の生活困難の補助費基準によって算定する。16歳未満の人に対しては、16歳までの扶養とする。労働能力のない人に対しては、20年の扶養とし、但し、50歳以上の場合は、年が1歳増すごとに1年を減らし、最低10年とし、70歳以上の場合は、5年とする<sup>45)</sup>(第9項)。以上の賠償は、原則として一時金で支払うと規定されている(第36条)。

この「死亡賠償金」の性質について、「逸失利益」に近いもの<sup>46)</sup>と考える学者もいるが、国務院法制局および公安部交通局は「死亡賠償金はただ死者の家族に対する慰めおよび死者の家族の被った損害に対する一種の補償である」とみなしている<sup>47)</sup>。同法の死亡賠償金の賠償方法は、賠償の標準が妥当で、実行しやすいという利点があり、その他の人身損害賠償額を評定する時も参照になると評価されている<sup>48)</sup>。

### 3 「国家賠償法」における賠償額の算定

「中華人民共和国国家賠償法」は、1994年5月12日公布され、1995年1月1日から施行されることになった。「国家賠償法」においては、人身損害賠償の範囲、金額の算定等について明定している。これは、中国らしい特徴といわれている<sup>49)</sup>。

国家賠償法における責任の内容は、民法通則134条と異なり、賠償金の支払いを主要な方式とする。生命侵害による損害賠償方式および計算基準として、「国家賠償法」第27条1項3号では、「被害者たる市民が死亡した場合には、『死亡賠償金』および葬儀費を支払わなければならない。総額は国の前年度の職員・労働者の年平均給与の20倍とする。死者が生前に扶養していた労働能力のない者に対しては、さらに生活費を支払わなければならない」と規定している。

生前の被扶養者の生活費の給与基準は、当地民政部門の生活救済に関する規定を参照して処理する。扶養される者が未成年である場合、生活費の給付は満18歳までであり、その他の労働能力のない者の場合、生活費の給付は死亡までであると規定している。

「民法通則」、「道路交通事故処理弁法」と異なって、「死亡賠償金」と葬儀費との合計金額が「国の前年度の職員・労働者の年平均給与の20倍」に定額化されている点は、注目されている。また、被扶養者の労働能力のない者の生活費は、その者の死亡まで給付することも「道路交通事故処理弁法」の平均余命によって算定する方法と異なる。国家賠償法における「死亡賠償金」の標準が高すぎて一般の加害者が負担できないこと、また、被害者の年齢の差を区別せず且つ葬儀費と合算するという計算方法は、その他の人身損害賠償に適用すべきではない<sup>50)</sup>と評価されていたが、この算定方法の理由としては、第一に、被害者の家族が確実な賠償を得ることを保証するためである。第二に、訴訟遂行の巧拙によって賠償額が上下するような、「無原則で無秩序な賠償」(原語で「乱賠」)を回避するためである<sup>51)</sup>と考えられている。

上述の二つ特別法のほか、消費者権利利益保護法、製造物責任法などにおいても「死亡賠償金」という賠償項目が設けられた。いずれも死者の近親者に対して、被害者の死亡によってもたらされた損害を補償することを目的とするが、同時に、その精神的損害を慰めて、家族の喪

失の苦痛から回復させる機能を果たしていると考えられる<sup>52)</sup>。現行の諸特別法において、生命侵害による損害賠償の項目は、生前被扶養者の生活費と死亡賠償金から構成されている。精神的損害賠償額の算定について、最高人民法院の司法解釈は、「法律、行政法規が障害、死亡賠償金などについて明確な規定があった場合、法律、行政法規の規定に適用」しなければならないと規定している。すなわち、上述した特別法における「死亡賠償金」の規定は、依然として生命侵害による精神的損害賠償額の算定方法として適用している。

### 三 生命侵害による損害賠償制度への検討

#### 1 法律の適用関係について

日本では、国家賠償法、自動車損害賠償保障法その他の特別法が、民法とは異なる要件や帰責原則を採用しているとしても、損害賠償の方法そのものは、民法に依拠して行われており、統一されている。また、契約違反であるか、不法行為であるかを問わず、損害賠償の効果が同じである（416条）。これに対して、中国では、損害賠償の法律を適用する際に以下の問題が存在する。

まず、一般法と特別法の適用関係について。前述したように「民法通則」、「道路交通事故处理弁法」および「国家賠償法」などの法律および行政法規における損害賠償の算定方法はそれぞれ異なっており、その結果、被害者の状況（年齢、被扶養者の多寡など）が同じだとしても、被害の原因（交通事故か国家賠償かなど）によって、賠償金額は大きな違いがある。また各法律、法規を制定する背景と時間の差があり、中国の経済発展の過程において、各地方に経済的格差が生じたため、現在の実際状況に適合しないのも事実である<sup>53)</sup>。このような差異は被害者を保護する面において極めて公平性を欠いている。

また、請求権競合の場合における法律の適用関係については、契約違反による損害賠償には精神的損害賠償が含まれていないため、損害賠償請求権の競合が生じた場合、当事者が不法行為に基づく請求権を選択する傾向がある。また、それぞれの法律に規定している賠償方法が異なったため、当事者が訴訟請求に適用する法律を選択する時にも混乱が生じうる<sup>54)</sup>。

さらに、刑事付帯民事訴訟の法律の適用関係については、2000年12月4日「最高人民法院が刑事付帯民事訴訟範囲問題についての規定」第1条第2項は、「被害者が犯罪行為によってもたらされた精神的損害を付帯民事訴訟で提起する場合は、人民法院は受理しない」と規定している。また、2002年7月20日から施行された最高人民法院の「刑事事件の被害者が提起した精神的損害賠償の民事訴訟を人民法院が受理するか否かの問題についての回答」は、次のように規定している。「刑事事件の被害者が被告人の犯罪行為によってもたらされた精神的損害に対して付帯民事訴訟を提起した場合、または、当該刑事事件が審理された後、被害者が単独に精神的損害賠償の民事訴訟を提起した場合は、人民法院は受理しない」。實際上、生命侵害の場合

は、その侵害行為は、不法行為であると同時に犯罪行為でもある。したがって、この司法解釈は、大いに生命侵害さらにその他の損害賠償の範囲を限定したものである。現行の刑事付帯民事訴訟制度は、民事上の権利を保護する面においては、きわめて不十分である。例えば、付帯された民事訴訟が刑事責任の否定によって棄却されたり、事実の認定と法律の適用において、いずれも刑事法を中心・根拠とし、民事当事者の弁論権が完全または部分的に剥奪されたりしている。また、刑事法廷の裁判官が民事法律についてなじみがないため、刑事付帯民事判決において、民事賠償の原則は、被告人の賠償能力があるかどうかを前提とし、関連する民事法規の援用がきわめて少ないのである<sup>55)</sup>。刑事付帯民事訴訟と民事法の規定に矛盾する部分は、将来の立法において、解決しなければならない問題となっている。

このように、特別法および司法解釈は、そのときどきの問題に対応して徐々に立法されてきたため、その内容は、当時の損害賠償制度の不備が認識され、それを補完する目的として設けられたものである。統一的に整備されたものではないため、多種多様な基準に差異が存在し、同じような生命侵害を受けたとしても、どの制度から救済を受けるのかによってかなりの不公平が生じてしまうのである。したがって、将来、民法典においては、損害賠償の範囲と方法を統一する必要があると考えている。

## 2 損害賠償の構成について

上述したように、中国における死亡に対する賠償は、死者の生命ではなく、死者の近親者の精神的損害および経済的損害に対してであると思われる<sup>56)</sup>。損害賠償額は被扶養者の生活補助費を中心とする。「民法通則」第119条が「生前の扶養者の生活補助費等を支払わなければならない」というとき、扶養侵害説を採っていると考えられている。すなわち、不法行為により他人に死をもたらしした場合、死者が生前第三者に扶養義務を有していたのであれば、加害者は当該第三者に必要な生活費を賠償する義務を生ずる。加害者は被害者の生命を侵害したと同時にその被扶養者の扶養の権利をも侵害したのである<sup>57)</sup>。

ほかの賠償項目と比べると、被扶養者生活の補助が一番拡大しやすい項目といえる。その要因は、年齢上の差異、被扶養者の多寡であると思われる。つまり、被扶養者の多寡によって最終的に賠償額に格差を与える。交通事故における賠償額を見ると、同じく被害者に責任がない事例においては、賠償額の格差は最高が最低の六倍になる<sup>58)</sup>。また、「民法通則」第119条の「生前扶養者」の範囲は、一般的には、死者の法定扶養者だけと考えられている。すなわち、「我が国の立法趣旨は、事実上の扶養関係が含まれていない。その原因は、事実上の扶養関係の限界が実務において把握することができず、且つ、我が国の立法も従来できるだけ損害賠償の範囲を拡大しないような習慣からみれば、事実上の扶養関係が含まれるはずがないのである。したがって、法定扶養に限って、被扶養者（原文間接被害者）の範囲を確定すべきである<sup>59)</sup>」。このように、「生前扶養者」といえども、実際には扶養されていた生活の源泉のない近親者だけである。

この賠償構成は、扶養されていない近親者の利益が保護されていないのである。したがって、民法典を制定する際は、生命侵害による損害賠償額の構成は、改めて検討する必要があると思われる。

民法典の不法行為法部分の起草研究を担当している張新宝は、死亡に対する賠償金の算定について、死亡前を、収入のある成年、収入のない成年者および未成年者の3つのタイプに分けて分析を行い、1万～数万元の最低限度額と平均収入の30倍を超えない最高限度額を提案した<sup>60</sup>。しかし、このような算定方法は、精神的損害賠償、逸失利益および被扶養者の生活費の概念を同じように扱って、特に収入の有無によって、賠償額を算定するという発想は、新たに理論上および運用上の困難が生じ、むしろ損害賠償額の算定理論の後退であるともいえる。

死者の生前収入による逸失利益の算定方式に対しては、日本では、昭和39年から、西原道雄をはじめとして多くの学者から批判されてきた<sup>61</sup>。その根本的趣旨は、本来平等であるべき人の生命・身体の侵害に対する賠償額に収入によって極端な個人差を生ぜしめるのは法の理想からいって好ましくないのである<sup>62</sup>。重度の身体障害・精神薄弱者について、逸失利益はないとした判例<sup>63</sup>からみて、確かに「人間をあたかも収益を生み出す家畜や機械と同じ側面で捉えようと、稼働能力を期待できない老人や重度の心身障害者は、労働能力の生命、身体の価値はなら評価されない<sup>64</sup>」ように感じられる。また、収入の多少・有無によって、賠償金を細分化する際に、その具体的立証が困難である。社会の変化やアクシデントおよび個人事情によって、事故がなくても、今の収入を何年間確保することができるかどうかの立証は、極めて確実性が欠けている。まして中国における死亡に対する賠償は、遺族に対する救済であり、逸失利益ではないため、死者の実際収入によって算定するのは、法理上に矛盾がある。したがって、平均的賠償額はより妥当であり、今の収入の確保に自信がある平均的な賠償額で満足できない高額所得者は、保険加入により自己防衛すればよいと思うのである。

いわゆる「西原理論」は、逸失利益を批判した上で、生命侵害を非財産的損害とみて、それを算定するのだが、そこで定型化・定額化をはかることが主張されている。この理論における非財産的損害としての死傷損害全体の定額化は実現されなかったが、実務では、西原理論を理由づけに用いて、事件処理の簡易迅速化のため、入院雑費や葬儀費等、費用別の定型化・定額化を推し進めた。また、被害者の多数いる公害訴訟では、個々の被害者についての損害の立証の負担を緩和し、また、被害者間の団結を維持するという訴訟戦略もあって、個々の被害者の逸失利益を別々に算定することなく、財産的損害と精神的損害を一括して（包括請求）、かつ多数の被害者について一律の額を請求（一律請求）することが少なくない。そして、これを認容する判決も出ている<sup>65</sup>。

「西原理論」の基本理念 人間平等および生命そのものは金銭で評価できないことは、中国の伝統的理論に合致していると思われる。確かに「人身権は、財産ではない。それは、経済学上の価値を持たず、金銭で評価できないため、観念上からそれに対して評価するよりほかはな

い<sup>66)</sup>」のである。したがって、中国の現在の経済水準からして、多額の賠償を命じても加害者に負担能力がないことは事実であり、賠償問題の簡易迅速な処理のためには、死亡に対する賠償を定型化・類型化することがより有効適切であろう。そして、遺族固有の損害は、扶養利益に限定せず、より広い範囲のものを考えるべきである。実際、家族の一人が事故により死亡した場合、その遺族が受けた損害は、財産的損害に限定しても、扶養利益の喪失に限るものではなく、その死者が家族の内部で果たしていた経済的寄与はより多様である。たとえば、遺族の生活権の侵害<sup>67)</sup>、家計共同体への寄与分の喪失<sup>68)</sup>、婚姻共同生活の破壊<sup>69)</sup>等多様な視点から見るべきである。

私の考えでは、生命侵害による損害賠償項目は2つの内容によって構成すべきである。すなわち、その1は、生前被扶養者の生活費のかわりに、死亡によって、遺族に対する経済的賠償として「死亡賠償費」を設置する。この費用は、死者の収入、年齢、被扶養者の有無とかかわりなく、定額とする。具体的算定は、事件発生地の平均的生活水準を20～30年とする。また、この「死亡賠償費」には、葬儀費が含まれる。その2は、「精神的損害賠償金」である。道路交通事故処理弁法における「死亡賠償金」は、平均生活費の20倍を基準として算定するが、このような算定方法は、精神的損害賠償の重要な機能の一つ 調整機能が果たすことができないのであるため、精神的損害賠償額の算定に際して、その調整機能を重視すべきである。すなわち、精神的損害賠償額をもって、加害者に故意・重過失・軽過失の有無、被扶養者の有無などの個別的情状を斟酌し、全体的賠償額を調整する。

### 3 損害賠償請求の主体

日本の判例は、生命侵害によって生じた損害賠償請求権は、一旦死者本人に所属し、之が相続によって、相続人移転するという構成をとっている<sup>70)</sup>。判例の相続説と学説の否定説は、現在でも対立したままの状態である<sup>71)</sup>が、相続説の長所としては、賠償請求権者の範囲が明確であることである(711条)。すなわち、相続説においては死者の賠償請求権者は相続権を持つ近親者である。また、判例は、いくつか近親者と類似するものに賠償請求を認めている<sup>72)</sup>。

精神的損害賠償の請求権者は、最高人民法院の「精神的損害賠償責任に関する若干問題の解釈」第7条によれば、死者の近親者、すなわち、配偶者、父母および子である。以上の者がいない場合は、その他の近親者が訴訟を提起することができる。「民法通則」中に定める近親者は、配偶者、父母、子、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫および外孫が含まれる<sup>73)</sup>が、この司法解釈によって、兄弟姉妹などをその他の近親者とみなし、順序が分かれている。その理由は、「一般的には、死亡賠償金の請求権者を死者の近親者と思われるが、實際上、死者の近親者は死亡賠償金の請求権者としては範囲が広すぎであり、死者の相続人に限定すべきである。まず、第一順序の相続人(父母、配偶者、子)が請求権者となり、もし第一順序の相続人がいない場合は第二順序の相続人が請求権者になる<sup>74)</sup>」。すなわち、実務で扱われている請求権者は、法定相

続人の範囲および順序と同じようにみられる。

中国における死亡賠償金は相続財産ではなく、分配する時、相続法の原則を適用することができないと主張している学者がある<sup>75)</sup>。法定相続は、長年の立法および実務の経験を重ねて、社会の各種の要素（国情文化）などを総合的に考慮したうえで確立した制度であり、「わが国の相続制度は、未成年者、無労働能力者または生活困難のものおよび被相続人の生前扶養者の権利および経済利益を配慮<sup>76)</sup>」する原則も損害賠償の原則に一致しているため、請求権者としての近親者を確定する時に、法定相続に参照するのは合理的であると思う。

#### 4 総合的救済システムの必要

ここ数年、日本では「総合的救済システム」が提唱されている。いわゆる「総合的救済システム」とは、不法行為制度、責任保険制度および社会保険制度などを統合したものである<sup>77)</sup>。その最終の目的としては、人身被害についての不法行為訴権を廃して、統一的な保障制度を設けることである。すなわち、「不法行為から社会保障へ」といわれている。このような発想を完全実現するには、理論および時間の問題があるが、現在では、日本において、人身被害に関する救済制度は、日々に発展している。責任保険および社会保険制度は極めて普及・発達しているほか、「医薬品副作用被害救済基金法」、「犯罪被害者等給付金支給法」などのような救済的法律も整備しており、不法行為による人身被害の救済は、法律および多くの社会保障制度などの複合体によって行われている。

ところで、改革開放前の完全な社会主義体制の中国の都市部においては、「単位」社会による社会保障制度の存在があった<sup>78)</sup>。「単位」は、日本語の職場に相当するが、その機能は大きく異なる。「単位」とは労働を媒介として全人民を組織化し、政治・行政・経済・思想のあらゆる面から支援・管理・支配する現代中国の政治体制の基層システムである<sup>79)</sup>。「単位」は、そこに働く従業員の給与、賞与を支給するのみならず、住居、医療、年金等の社会保障さらに子供の教育、就職斡旋までそのサービスを提供するのが一般である。たとえば、労働災害の場合、被害者本人の医薬費、入院費、生活費およびその家族の生活費等は、被害者の所属「単位」が負担する<sup>80)</sup>。さらに、労災によって死亡した場合、所属する「単位」が葬儀費、「撫恤費」を給付する。交通事故による死亡事故の場合、その費用は、加害者本人が負担するのではなく、加害者が所属する「単位」が負担する<sup>81)</sup>。

このような社会背景においては、完全な社会保障制度としての「単位社会」が存在し、「単位」によって基本的な生活 人身事故が発生した場合には、被害者とその家族のその後の生活は完全に保障される以上、損害は発生せず、また残された家族が生活に困窮するという事態も発生しなかった。社会主義国では、「基本的な生活は完全に保障されるのだから、その上、新たに不法行為訴訟によって賠償を与える必要はない」<sup>82)</sup>という思想が支配していた。そして、一旦人身事故が起こった時に、「単位」、「組織」とかかわりがない事件でも、「単位」または「組織」

からの救済を望んでいる考え方は、いまだに中国社会の一般的通念として残っている。これは、中国における近代的ないし個人主義的人身損害賠償制度を未発達のままの段階にとどめてきた原因の一つでもある。

1978年の11回3中全会以降、1980年代に入ってにわかに、改革開放の政策が実行され、中国社会に様々な変化が発生した。市場経済の確立によって、企業改革や計画管理制度、住宅制度、医療保健制度等一連の改革が続々と登場した。それと同時にかつて機能していた「単位」社会が崩壊していくなかで、個人対個人の不法行為による損害賠償の事例が急速に増加してきた。かつての「単位」社会による社会保障は、保険に移行しつつあるのである<sup>83)</sup>。ところが、1979年に施行されてからまだ時間がたっていないため、保険に対する国民の認識は低く、いまだ生活水準も低いため、保険料を支払うことがまだ生活費の一部になっていない。高度に発展している日本の生命保険と比べると、中国の生命保険加入者はまだきわめて少ないのである<sup>84)</sup>。また、中国の現行の保険制度によって、自動車第三者責任強制保険は、いまだ個人所有の自動車と外国人所有の自動車に適用されているにすぎない。このように、中国では責任保険がカバーする生命侵害の対象は、ごく限られた範囲にとどまっている。保険の適用対象は極めて狭いため、経済の変化に適応しておらず、被害者の補償にとって極めて不十分である。

人身損害賠償額の高まるにつれて、損害賠償金の支給は保険で保障されなければ、個人負担では、現実に履行できなくなるのは、事実である。特に刑事付帯民事事件の場合、被害者がなら賠償も得られないことはしばしばある。不法行為法の目的は、制裁よりも救済の機能にあり、社会に生じた損害をいかに公平かつ合理的に社会に分担させるかということにある。この観点に立てば、経済体制の改革によって、「単位社会」の社会保障制度が崩壊しつつある今日の中国においては、不法行為法制度、保険制度、人身被害特に生命被害に関する特別救済法制度など総合した救済システムの整備が必要であると思う。

## 結び

以上、不十分なながらも、中国における生命侵害による損害賠償について日本と対応して比較検討を行った。最後に、これらの検討を通じて明らかとなった問題を取り上げ、結びとしたい。

まず、生命侵害に対する金銭賠償は、現在の法理論および実務において定着してきた。しかし、現在施行している各法律法規および司法解釈は、その制定の背景、時期が異なったため、具体的範囲およびその算定方法についての規定は、実に多種多様である。これらの諸法律を適用する時、司法上に混乱をもたらし、結果的には不公平が生じうるため、民法典を制定する際には、統一する賠償方法を定め、特別法およびその他の法律と一致せず矛盾する規定を改正する必要がある。また、損害賠償の構成について、中国の従来学説と現行法律が採っている扶養侵害説は、欠陥があり、新しい立法において、改めて検討する必要があるが、日本における

生命侵害による損害賠償の中心である逸失利益の算定について、私は、その構成に欠点と不合理を感じる。実際に、高収入者、無収入者、幼児、主婦等の逸失利益の算定は困難であり、賠償額に格差が生ずるのも事実である。したがって、中国における賠償額の構成には、逸失利益のような収入による算定方法を取り入れるべきではない。賠償額を算定するには、類型化・定額化をはかった上で、個別の情状を斟酌し、精神的損害賠償額をもって、全体的賠償額を調整すべきである。このほか、損害賠償の実現を確保するために、関連する救済法制度も必要であると考えている。

<注>

- 1) 若林三奈「法的概念としての『損害』の意義」(『立命館法学』1996年248号)参照。
- 2) 宁金成・田土城「民法上之損害研究」(『中国法学』2002年第2期)104頁。
- 3) 魏振瀛『民法』(北京大学出版社 2000年)632頁。
- 4) 加藤雅信『事務管理・不当利得・不法行為』(有斐閣、2002年)281頁参照。
- 5) 水本浩・遠藤浩『債権各論』(青林書院、1986年)292頁。
- 6) 王利明・楊立新『中国侵權行為法』(法律出版社、1998年)204頁以下、楊立新『損害賠償總論』(人民法院出版社、1999年)325頁以下など。
- 7) 張新宝『中国不法行為法』(第2版)(中国社会科学院出版社、1998年)96頁。
- 8) 劉心穩『中国民法学研究述評』(中国政法大学出版社 1996年)105頁。中国における人身権は財産権と対立する概念として用いられ、人格権と身分権から構成される。その中、人格権はほぼ日本法でいう人格権と重なり、権利者自身の人身、人格利益を客体とする民事上の権利であり、生命健康権、氏名権、名誉権、肖像権、プライバシー権等を含む。他方、身分権は法の保護を受ける民事主体の行為・関係に基づいて発生する。その身分と関連する人身的権利をさし、監護権、親権、配偶者権、親族権等家族構成員間の諸権利を含むとされる。彭万林『民法学』(中国政法大学出版社、1999年)203頁以下。
- 9) 「民法通則」において、人身権は単独な節(第5章第4節)に置かれている。それを設立する根拠の一つは、人身権の非財産性である。佟柔『中国民法』(法律出版社、1999年)478頁。
- 10) 中華人民共和國民法草案(試擬稿)(全国人民代表大會常務委員會并公庁印、1964年7月1日)。
- 11) 楊立新『人身権法論』(中国檢察出版社、1996年)7頁。
- 12) 舒鍊「關於精神損害賠償的若干問題」(『法学評論』、1988年第1期)67頁。
- 13) 申政武「論人格權及人格損害的賠償」(『法学』1990年第4期)70頁。曹康「精神損害賠償初探」(『政法論壇』、1987年第4期)32頁。
- 14) 中国損害賠償の基本原則として、全部賠償の原則と当事者の經濟狀況を考慮する原則および衡平原則である。全部賠償の原則とは、不法行為の加害者が負担すべき賠償責任は、その不法行為にもたらされた実際の財産的損害によって全部賠償する。換言すれば、賠償は、実際の損害に限って、どれだけの損害に対してどれだけ賠償するのであると定義されている。王利明『侵權行為法』(中国人民出版社、1993年)561頁以下。
- 15) 曹康「精神損害賠償初探」(『政法論壇』、1987年第4期)32頁。
- 16) 宇多川幸則「中国における精神損害賠償に対する金銭賠償をめぐる法と実務」(『北大法学論集』第47巻第4号1996年)86頁。
- 17) ここでいう經濟的損害は実際にかかった治療費や葬儀費などだけに限定された。
- 18) 王利明『人格権新論』(吉林人民出版社、1994年)654頁。
- 19) 文化大革命以前は、立法において、人身権が重視されなく、人身権を研究する學術論文もなかった。文化大革命の間、さらに、法制が破壊、無視されていた。大規模の「文闘」、「武闘」、「批判」によって、72万以上の人が迫害をうけ、3万4千以上の人々が死んだといわれる。趙震江主編『中国法制四十年』(北京大学出版社、1990年)187頁。
- 20) 楊立新・前掲(注11)『人身権法論』7頁。
- 21) 最高人民法院「名誉事件審理の若干の問題に関する意見」1993年6月15日。
- 22) 王利明主編『中国民法案例与学理研究』・侵權行為編(法律出版社、1998年6月)283頁。
- 23) 楊立新『損害賠償總論』(人民法院出版社、1999年)388頁。



- 24) 王利明・前掲(注24)283頁参照。
- 25) 宇田川幸則・前掲(注16)75頁。
- 26) 佟柔『中国民法』(法律出版社、1999年)495頁。
- 27) 袁春「論精神損害」(『法学評論』1989年第5期)25頁、張新宝・前掲(注7)283頁。
- 28) 張新宝・前掲(注7)『中国侵權行為法』282頁。
- 29) 張新宝・前掲(注7)283頁、楊立新・前掲(注11)等。
- 30) 最高人民法院「精神的損害賠償に関する若干問題の解釈」第1条、第2条、第3条、第4条。
- 31) 精神的損害賠償に関する司法解釈の制定は中国社会に大きな反響をもたらし、中国のメディアも大きくこれを取り上げて報道した。「人民法院報」(2001年3月10日)、「北京青年報」(2001年3月15日)等。
- 32) 吉村良一「我国における人身損害賠償の史的発展」立命館法学第187号(1986年3号)372頁以下参照。
- 33) 最高人民法院『「民法通則」の執行の貫徹に係る若干の問題に関する意見』(試行)。
- 34) 前掲(注30)第143条。
- 35) 前掲(注30)第144条。
- 36) 前掲(注30)第145条。
- 37) 前掲(注30)第147条。
- 38) 楊立新『侵權法実務全書』(上)(吉林人民出版社、1999年)395頁以下参照。
- 39) 最高人民法院「精神的損害賠償に関する若干問題の解釈」第10条。
- 40) 「加強司法保護 維護人格尊嚴 最高人民法院副院長唐德華談精神的損害賠償」『人民法院報』2001年3月10日2版。
- 41) ここでの行政機関は、主に公安(警察)機関である。中国の警察は、刑事、社会治安、交通、戸籍等を分け、交通事故は、交通警察によって処理する。
- 42) 李薇『日本機動車事故損害賠償法律制度研究』(法律出版社、1997年)256頁。
- 43) 中国では、民事紛争について、人民調停および行政調停または裁判所の調停および判決によって解決することができるが、あくまで当事者の自由意思に基づきいずれかを選択するとの原則が確立されている。しかし、一部の事件(主に交通事故損害賠償にかかる紛争)に限って、行政調停の前置が規定され(最高人民法院・公安部「道路交通事故案件を処理することに関する問題についての通知」1992年)、調停の不成立を証明する行政機関の調停終結書がない限り、裁判所は訴えを受理しないという行政調停前置主義が採られている。行政調停の前置は、被害者が直接に人民法院に民事訴訟を提起する権利を阻害したものであるが、当事者にとっても、交渉の期間が短いし、費用も安いし、いくつか有利の点があるとされる。公安機関が民事事件を扱うという点をみれば、望ましくないといえるが、ほかの行政機関または民間団体も今のところこのようなサービスを提供する能力がないのが、中国の現状である。野村好弘・段匡「中国における交通事故の損害賠償」(『判例タイムズ』、1994年)。
- 44) 「道路交通処理弁法」の欠点について、主に以下の問題が指摘されている。刑事責任、民事責任、行政責任という3つの法律責任を混同してはならず、互いに代替しえないのであるが、『道路交通処理弁法』は、行政法規として、行政違法行為を規定すると同時に民事責任の損害賠償をも規定する。これは、必ず適用原則の矛盾と混乱をもたらすことになる。「道路交通事故処理弁法」2条によって、違法性と過失の存在が要件とされたのである。こうして、道路交通事故に関しては、無過失を規定した民法通則123条の適用は除外されているということである。このように免責範囲を拡大しさらに過失責任原則に戻るやり方は、民法通則の立法精神に反するから、有害である。責任保険についての規定が不十分であるなど。したがって、各国の成功した立法経験と理論研究成果を参考にして、「中国交通事故損害賠償法」を制定すべきだという主張が高まっている。李薇・前掲(注40)263、266頁。梁慧星「関与中国道路交通事故賠償法律制度」『民法学説判例與立法研究』204頁。「論制定道路交通事故賠償法」『民法学説判例與立法研究』(一)(中国政法大学出版社、1996年版)95頁。
- 45) 中国において16歳は、法律上扶養と義務教育を打ち切る年齢であり、また、労働に従事して経済収入を取得できる年齢でもある。年齢区分の根拠として、70歳は中国人の平均余命によるものであり、50歳はその年代の子供がほとんど生活が独立して、家庭負担も相応に軽減するということである。
- 46) 梁慧星『民法学説判例與立法研究』(二)(国家行政学院出版社、1998年)200頁。
- 47) 公安部「中華人民共和國國務院公報」(1991年、第35号)1209頁。
- 48) 王利明『民法・侵權行為法』(中国人民大学出版社、1993年)、『侵權行為法歸責原則研究』(中国政法大学出版社1992年)、楊立新・前掲(注8)等。
- 49) 室井力・吳薇・張勇「中国の国家賠償法」(『法律時報』66巻10号)86頁。
- 50) 楊立新・前掲(注11)『人身權法論』422頁、『具体的侵權行為的法律界定既实例評析』(吉林人民出版社、1999年)117頁。

- 51) 馬懷徳『国家賠償法理論與實務』(中国法制出版社、1994年)258頁。
- 52) 張新宝・前掲(注7)『中国侵權行為法』283頁。
- 53) 例えば、国内航空運輸旅客の死亡賠償金の最高限度額は7万元、鉄道旅客の死亡賠償金の最高限度額は4万元である。
- 54) ホテルに泊まっていた時に他人に殺された死者の遺族らがホテルに契約違反の責任、不法行為責任と消費者權益保護法上の責任を同時に負わせねばならないとの訴訟請求を提出した裁判例があった。『法学研究』2001年第3期。
- 55) 王福華・李琦「刑事付帯民事訴訟制度和民事權利保護」(『中国法学』2002年第2期)131頁以下参照。
- 56) 張新宝「侵害生命、健康、身體權的民事責任探討」(『人民法院報』、2001年8月12日)。
- 57) 楊立新・前掲(注11)222頁。
- 58) 野村好弘・段匡「中国における交通事故の損害賠償」(『判例タイムズ』、1994年)42頁参照。
- 59) 楊立新『具体侵權行為的法律界定実例評析』(吉林人民出版社、1999年)118頁。
- 60) 張新宝・前掲(注56)。
- 61) 西原道雄「幼児の死亡・傷害と損害賠償」,「生命侵害・傷害における損害賠償額」(『私法』、1965年)「交通事故と被害者の救済 損害賠償の問題を中心として」都市問題、「損害賠償の法理」(『ジュリスト』381号)148頁(1967年)等。
- 62) 淡路剛久「損害賠償額の定型化・類型化」(『ジュリスト』413号、昭和44年)120頁。
- 63) 東京地裁平成2・6・11 判時1368 82頁。
- 64) 西原道雄「定型化・定額化論から見た逸失利益の問題」『損害の重複填補・逸失利益の算定』(『交通法研究』第10・11合併号)102頁。
- 65) 内田貴『民法』 債権各論 (東京大学出版社、1999年版)392頁。
- 66) 彭万林『民法学』(中国政法大学出版社、1999年)180頁。
- 67) 川井健「慰謝料請求權の相続」(『ジュリスト』500号)225頁。
- 68) 倉田卓次「相続構成から扶養構成へ」現代損害法講座7巻。
- 69) 前田達明『民法』 2(不法行為法)(青林書院新社、昭和55年)92頁。
- 70) 大審院大正15・2・16 民集5巻150頁。
- 71) 高橋真「生命侵害による損害賠償請求權の相続性」(『別冊ジュリスト』第160号、2001年10月)202頁。
- 72) 東京高判昭36・7・5 高裁判集4巻5号309頁、東京地裁昭36・4・25 下級民集12巻4号866頁、最判昭49・12・17 民集28巻10号204頁
- 73) 最高人民法院「民法通則」の執行の貫徹に係る若干の問題に関する意見(試行)第12条。
- 74) 楊立新・前掲(注59)118頁。
- 75) 張新宝・前掲(注56)。
- 76) 馬原『中国民法教程』(中国政法大学出版社、1998年)756頁。
- 77) 加藤雅信・前掲(注4)432頁以下。
- 78) 宇田川幸則・前掲(注16)94頁以下参照。
- 79) 木間正道・鈴木賢・高見澤磨『現代中国法入門』(有斐閣、1998年)251頁。
- 80) 「中華人民共和國労働保險條例」(1951年2月26日)、「中華人民共和國労働保險條例實施細則修正草案」(1953年1月26日)。
- 81) 最高人民法院弁公庁・公安部弁公庁「關於交通肇事的補償和撫恤問題的函」1965年5月26日。
- 82) 伊藤知義「ソ連における人身事故被害者の所得保障」(『北大法学論集』32巻4号)99頁。
- 83) 1985年の保險料の収入は32億元だったが、95年は616億元に達し、10年間で約18倍も増加した。90年以降、保險料収入の年間増加率は約20%以上である。今後、より大きな保險市場になると思われる。沙銀華「中国保險会社の設立をめぐる法規制」(『國際商務法務』1997年4号)397頁参照。
- 84) 中国における最大手の保險会社である中国人民保險会社(PICC)は、これまで生命保險と損害保險を兼営する保險会社であったが、中国保險法(1995年10月1日施行)が生損保の兼営を禁止したことから、生命保險と損害保險事業を分割することになり、中国人寿株式有限会社が生命保險会社として誕生した。全国レベルのほか、各地方で相次いで生命保險会社が設立されている。さらに、外国の保險会社が中国国内で支店を設立することが可能になった。日本の国民平均生命保險費は1902・6ドルであり、中国はわずか1・1ドルである。(1992年)孫積禔『保險法論』(中国法制出版社、1997年)47頁。

主指導教員(國谷知史教授)、副指導教員(中村哲也教授・南方暁教授)